

## 自治基本条例 他市条例比較表の見方

- ・生駒市の類似団体で自治基本条例を施行している市を抽出し、その中でも直近に改正された自治基本条例を比較対象としています。
- ・自治体ごとに条例の構成が異なるため、同じ条文が複数回記載されている場合があります。
- ・同一行に記載されている条文の内容が全面的に一致するということではありませんので、参考程度に留めてください。

	生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)
構成	<p>前文 第1章 総則(第1条—第3条) 第2章 基本原則(第4条—第6条) 第3章 市民の権利と責務(第7条—第9条) 第4章 議会及び議員の役割と責務等(第10条—第13条) 第5章 市の役割と責務等(第14条—第17条) 第6章 市政運営(第18条—第35条) 第7章 市民参画、市民自治及び情報 第1節 市民参画(第36条—第39条) 第2節 市民自治等(第40条—第45条) 第3節 情報共有等(第46条—第49条) 第8章 他自治体との連携、協力等(第50条—第53条) 第9章 条例の見直し(第54条) 第10章 市民自治推進委員会(第55条)</p>	<p>前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 基本理念(第3条) 第3章 参加と協働(第4条—第11条) 第4章 情報の共有等(第12条—第15条) 第5章 議会の役割と責務(第16条—第19条) 第6章 執行機関の役割と責務(第20条—第25条) 第7章 市政運営(第26条—第34条) 第8章 最高規範(第35条) 第9章 委任(第36条)</p>	<p>前文 第1章 総則 第1節 目的(第1条) 第2節 条例の位置付け(第2条) 第2章 市政の主体 第1節 市民(第3条) 第2節 議会(第4条) 第3節 市長(第5条) 第3章 市政の基本原則 第1節 市民参加(第6条—第8条) 第2節 情報公開(第9条—第12条) 第4章 市政運営 第1節 総合計画(第13条) 第2節 執行体制(第14条—第22条) 第5章 危機管理(第23条) 第6章 まちづくりにおける協働(第24条・第25条) 第7章 国・他の自治体との関係(第26条・第27条) 第8章 住民投票(第28条・第29条) 第9章 条例の検証および改正(第30条)</p>
前文	<p>私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜などの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。</p> <p>一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。</p> <p>こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。</p> <p>これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な財政運営を推進していかなければなりません。</p> <p>また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わなければなりません。</p> <p>私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市—生駒市づくりに努めます。</p> <p>ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いに尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち国分寺は、国分寺崖線や湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。私たちは、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。</p> <p>私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、国分寺市が自主性、自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。</p> <p>私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、日本国憲法に基づいて、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立し、地方自治の本旨を国分寺市において実現するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。</p>	<p>草津市は、豊かな水と緑に育まれた人びとの営みと街道を舞台に繰り広げられた人びとの交流が織りなす歴史と文化がいきづくまちです。</p> <p>いま、さまざまな個性ある市民が、互いの存在と権利を尊重しあいながら、暮らしや活動の中で力を合わせて連携し、その積み重ねによって「いてよかった」と実感できるまちをつくること、それがわたしたちの目標です。</p> <p>そのため、わたしたちはまちづくりの主体として、自ら必要と考えるまちづくりに協働して取り組みます。また、主権者である市民は、草津市全体にとって必要な取組を地方政府である草津市に信託します。地方分権を踏まえ、市民の信託に応える、自立し自律する「自治体」をつくり、次の世代に継いでいくことは、市民にとって重要な責任と考えるからです。</p> <p>したがって、わたしたちは、ここに、市民のめざすまちづくりに応える地方政府としての市の役割を明らかにし、市の基本原則としくみを規定した最も基本となる条例を制定します。</p>
第1条 目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、国分寺市(以下「市」といいます。 )における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、草津市の市政における市民、議会および市長の役割を明らかにするとともに、市民の信託に応えるための基本原則としくみを定めることにより、自治の確立を図ることを目的とする。</p>

		生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)
第1章 総則	第2条 定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。 (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。 (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。 (4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。 (5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。 (6) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。 (2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。 (3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。 (4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。 (5) 協働 市民及び事業者等(以下「市民等」といいます。)と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。	
	第3条 最高規範	(最高規範) 第3条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。	(最高規範性等) 第35条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。 2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するよう努めなければなりません。 3 市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。	(条例の位置付け) 第2条 市は、市政運営ならびに条例の制定、改廃、解釈および運用に当たっては、この条例を基本としなければならない。 2 市は、法令の解釈および運用に当たっては、地方自治の本旨およびこの条例に照らして自ら判断しなければならない。
第2章 基本原則	第4条 情報共有及び公開	(情報共有及び公開) 第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。	(情報公開) 第12条 市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。 2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。	(知る権利) 第9条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市は、市政に関する情報について、市民に説明する責任を負う。
	第5条 参画と協働の原則	(参画と協働の原則) 第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。	(基本理念) 第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。	(市民との協働) 第24条 市がまちづくりに取り組むときは、市民との協働を基本とする。 2 市民および市は、協働によるまちづくりに必要な情報を共有するものとする。
	第6条 人権の尊重	(人権の尊重) 第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。	(参加の権利) 第4条 市民は、年齢、性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。	(市民との協働) 第24条 市がまちづくりに取り組むときは、市民との協働を基本とする。 2 市民および市は、協働によるまちづくりに必要な情報を共有するものとする。
第3章 市民の権利と責務	第7条 まちづくり参画の権利	(まちづくり参画の権利) 第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。	(参加の権利) 第4条 市民は、年齢、性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。	(市政への市民参加) 第6条 市民は、市政に参加する権利を有する。 2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不当な扱いを受けることはない。 3 市は、市民生活に影響を与える重要な条例の制定および改廃ならびに計画等の策定および改訂をする場合においては、課題の発見、立案、実施、評価等(以下「政策過程」という。)にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
	第8条 18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利	(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利) 第8条 18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。		

	生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)
	<p>第9条 まちづくり参画における市民の責務</p> <p>(まちづくり参画における市民の責務) 第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。 2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。</p>	<p>(参加と協働における市民等の責務)</p> <p>第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するよう努めます。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第3条 市民は、互いの権利を尊重し、自らの権利を行使するに当たっては信義に従い誠実に行うものとする。 2 市民は、まちづくりが自らの主体的な活動によって支えられていることを認識し、これを尊重するものとする。</p>
第4章 議会及び議員の役割と責務等	<p>第10条 議会の役割と権限</p> <p>(議会の役割と権限) 第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。 3 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。</p>	<p>(議会の設置)</p> <p>第16条 市は、市民の信託に基づく代表者による議事機関として、議会を設置します。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第4条 議会は、市民の信託に基づく立法機能を備えた議事機関として市民の代表によって構成され、法令および条例の定めるところにより議決の権限を行使し、もって市の意思決定を担うものとする。 2 議会は、開かれた討議を基本とし、その意思決定の過程を速やかに、かつ、わかりやすく市民に明らかにするものとする。 3 議会は、市政の課題を提起し、政策の立案または提言を行うものとする。 4 議会は、執行機関の活動を監視および評価し、適正な行政運営の確保に努めるものとする。 5 議会は、前各項に規定する内容の充実を図るための法務および調査研究活動に努めるものとする。</p>
	<p>第11条 議会の責務等</p> <p>(議会の責務等) 第11条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の政策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。 7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第17条 議会は、この条例の基本理念に基づいて、効率的かつ効果的な議会運営に努め、市民の信託に応えなければならない。</p> <p>(議会の情報公開)</p> <p>第18条 議会は、その保有する情報を市民に迅速かつ適切に提供し、情報公開を総合的に推進することにより、開かれた議会運営に努めるとともに、個人情報保護を確保しなければならない。 2 議会は、わかりやすい議会運営を進めるとともに、意思決定過程を明らかにすることに努めなければならない。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第4条 議会は、市民の信託に基づく立法機能を備えた議事機関として市民の代表によって構成され、法令および条例の定めるところにより議決の権限を行使し、もって市の意思決定を担うものとする。 2 議会は、開かれた討議を基本とし、その意思決定の過程を速やかに、かつ、わかりやすく市民に明らかにするものとする。 3 議会は、市政の課題を提起し、政策の立案または提言を行うものとする。 4 議会は、執行機関の活動を監視および評価し、適正な行政運営の確保に努めるものとする。 5 議会は、前各項に規定する内容の充実を図るための法務および調査研究活動に努めるものとする。</p>
	<p>第12条 議会の会議及び会期外活動</p> <p>(議会の会議及び会期外活動) 第12条 市議会の会議は、討議を基本とする。 2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。 3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の政策の検討、調査等に努めなければならない。</p>		<p>(議会の役割)</p> <p>第4条 議会は、市民の信託に基づく立法機能を備えた議事機関として市民の代表によって構成され、法令および条例の定めるところにより議決の権限を行使し、もって市の意思決定を担うものとする。 2 議会は、開かれた討議を基本とし、その意思決定の過程を速やかに、かつ、わかりやすく市民に明らかにするものとする。 3 議会は、市政の課題を提起し、政策の立案または提言を行うものとする。 4 議会は、執行機関の活動を監視および評価し、適正な行政運営の確保に努めるものとする。 5 議会は、前各項に規定する内容の充実を図るための法務および調査研究活動に努めるものとする。</p>
	<p>第13条 市議会議員の責務</p> <p>(市議会議員の責務) 第13条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。 4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第19条 議員は、市民の代表者として誠実に職務を遂行しなければならない。 2 議員は、審議能力、立法能力等を高めるための研さんに努めなければならない。</p>	

	生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)
第5章 市の役割 と責務等	第14条 協働のまちづくりにおける市の役割 (協働のまちづくりにおける市の役割) 第14条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。 2 市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う。		
	第15条 市長の責務 (市長の責務) 第15条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。 2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。 3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。	(市長の責務) 第20条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければならない。 2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければならない。  (市長等の就任時の宣誓) 第21条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。	(市長等の役割) 第5条 市長は、市民の信託に基づく市の代表として、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、毎年度の市政運営の方針を定め、これを市民および議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 3 執行機関の構成員および職員は、市民の信託に応えるため、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。 4 執行機関は、市民の信託に応えるため、市政の課題を解決する組織力を高め、市政を担う職員の人材育成に取り組まなければならない。 5 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。
	第16条 執行機関の責務 (執行機関の責務) 第16条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実に、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。	(行政委員会の責務と委員の選任) 第22条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければならない。 2 市長は、教育委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければならない。  (教育委員会の役割と責務) 第23条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければならない。	(市長等の役割) 第5条 市長は、市民の信託に基づく市の代表として、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、毎年度の市政運営の方針を定め、これを市民および議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 3 執行機関の構成員および職員は、市民の信託に応えるため、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。 4 執行機関は、市民の信託に応えるため、市政の課題を解決する組織力を高め、市政を担う職員の人材育成に取り組まなければならない。 5 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。
	第17条 市の職員の責務 (市の職員の責務) 第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。 3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。	(職員の責務) 第25条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければならない。	(市長等の役割) 第5条 市長は、市民の信託に基づく市の代表として、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、毎年度の市政運営の方針を定め、これを市民および議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 3 執行機関の構成員および職員は、市民の信託に応えるため、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。 4 執行機関は、市民の信託に応えるため、市政の課題を解決する組織力を高め、市政を担う職員の人材育成に取り組まなければならない。 5 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。
第18条 まちづくり参画における市の責務 (まちづくり参画における市の責務) 第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。	(協働のための基盤整備) 第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。	(市政への市民参加) 第6条 市民は、市政に参加する権利を有する。 2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不当な扱いを受けることはない。 3 市は、市民生活に影響を与える重要な条例の制定および改廃ならびに計画等の策定および改訂をする場合においては、課題の発見、立案、実施、評価等(以下「政策過程」という。)にかかると意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。  (協働の推進) 第25条 市長は、まちづくりにおける協働に関する基本的な事項を整備するものとする。 2 市長は、まちづくりにおける協働に関して市民の主体的な活動の重要性を認識し、これを尊重するものとする。 3 市長は、前項の活動が広がるよう支援に努めるものとする。	

	生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)
第19条 総合計画等の 策定	(総合計画等の策定) 第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。	(市政運営の基本原則) 第26条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならない。  (計画的市政運営) 第27条 市は、基本構想等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければならない。 2 基本構想の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。	(総合計画) 第13条 市は、市政運営の最上位の計画として市民の参加を得て総合計画を策定し、総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。 2 総合計画は、目指すべき将来像を定めた長期の基本構想と、基本構想の実現のための中期の基本計画によって構成する。 3 基本計画は、財政推計を踏まえ、事業によって構成される施策の体系をもつものとする。 4 市は、市長の任期ごとに基本計画を策定する。 5 市の政策は、緊急を要するもののほかは、総合計画によるものとする。 6 市長は、総合計画の進捗を管理し、その評価を公表するものとする。 7 市は、総合計画を見直すことができる。
第20条 説明責任	(説明責任) 第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。	(説明責任) 第13条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。	(知る権利) 第9条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市は、市政に関する情報について、市民に説明する責任を負う。
第21条 意思決定の明 確化	(意思決定の明確化) 第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。		(政策過程全体の情報共有) 第10条 市は、市民に対し、市政に関する政策過程全体の情報を明らかにするよう努めなければならない。 2 市は、市政に関する政策過程の各段階における正確な情報を速やかに、かつ、わかりやすく市民に提供できるよう努めなければならない。 3 市は、市民が市政に関する政策過程の各段階における情報に容易に接することができるよう努めなければならない。 4 市は、審議会等の会議を、原則として公開しなければならない。 5 市は、審議会等の議事内容等を速やかに公開しなければならない。
第22条 行政組織	(行政組織) 第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。	(組織編成) 第29条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければならない。	(執行体制の整備) 第16条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、市民にわかりやすく、かつ機能的・効率的な執行体制を整備しなければならない。
第23条 職員政策	(職員政策) 第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。 2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。		(行政運営の質の向上) 第17条 市長は、市民との協働による効果的な行政運営に努めなければならない。 2 市長は、組織運営、業務執行および人事体制の在り方の向上による効果的な行政運営に努めなければならない。
第24条 法務政策	(法務政策) 第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。		(法務原則) 第18条 市長は、条例、規則、訓令および要綱(行政委員会が定める規則、規程および要綱を含む。以下この条および次条において「条例等」という。)について、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を基本として体系的に整備し、公表しなければならない。 2 市長は、条例等を整備するときは、その内容を明確にし、できる限りわかりやすくしなければならない。 3 市長は、政策の目的を実現するため、次に掲げる法務を充実させなければならない。 (1) 条例等の自治立法を積極的に行うこと。 (2) 法令を自らの責任において適正に解釈し、積極的に運用すること。 (3) 法令および条例等に関する情報の提供により、市民の活動に法務の側面から支援に努めること。
第25条 法令遵守及び 公益目的通報	(法令遵守及び公益目的通報) 第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。 2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。	(公益の損失の防止) 第32条 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、公正性と市民等の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければならない。	(法令遵守) 第19条 執行機関ならびにその構成員および職員は、市政の適正な運営のため、法令および条例等を遵守しなければならない。 2 法令遵守に関して必要な事項は、別に条例で定める。  (公益通報) 第20条 職員は、職務の遂行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する事実が生じ、またはまさに生じようとしているときは、これを通報するものとする。

	生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)
第6章 市政運営			
第26条 行政手続	(行政手続) 第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。		(行政手続) 第21条 市長は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導および届出に関する手続ならびに命令等を定める手続(以下「行政手続」という。))に関し、公正の確保と透明性の向上に努めなければならない。 2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定める。
第27条 危機管理	(危機管理) 第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。		(危機管理) 第23条 市長は、災害その他の非常の事態(以下「災害等」という。))に備え、市民の生命、身体および財産を守るため、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければならない。 2 市長は、災害等における自助・共助の重要性に鑑み、自主防災組織等との緊密な連携に取り組まなければならない。 3 市長は、災害等において、国、他の自治体等との連携・協力体制に基づき、市民への迅速な支援ができるよう努めなければならない。 4 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、災害対応における市民相互の連携・協力の重要性を認識し、協力するよう努めるものとする。 5 市民は、市長に対して防災および救援に資する情報について、個人情報の適正な取扱いの範囲内で、情報の提供を求めることができる。
第28条 広聴応答義務	(広聴応答義務) 第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。 2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。	(意見、要望及び苦情への対応) 第31条 市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければならない。 2 市は、市民等の権利及び利益の擁護のため、オンブズパーソンを設置します。	
第29条 広聴対応	(広聴対応) 第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。	(意見、要望及び苦情への対応) 第31条 市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければならない。 2 市は、市民等の権利及び利益の擁護のため、オンブズパーソンを設置します。	
第30条 財政運営の基本方針	(財政運営の基本方針) 第30条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。	(財政運営) 第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければならない。	(財政運営) 第14条 市長は、予算の編成および執行に当たっては、総合計画と連動させ、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、予算編成の状況および決算の状況を、わかりやすく公表しなければならない。
第31条 予算編成、執行及び決算	(予算編成、執行及び決算) 第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。 3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、わかりやすい情報を提供するものとする。	(財政運営) 第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければならない。	(財政運営) 第14条 市長は、予算の編成および執行に当たっては、総合計画と連動させ、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、予算編成の状況および決算の状況を、わかりやすく公表しなければならない。
第32条 財産管理	(財産管理) 第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。	(財政運営) 第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければならない。	
第33条 財政状況の公表	(財政状況の公表) 第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付してわかりやすく公表しなければならない。	(財政運営) 第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければならない。	(財政運営) 第14条 市長は、予算の編成および執行に当たっては、総合計画と連動させ、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、予算編成の状況および決算の状況を、わかりやすく公表しなければならない。

	生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)	
第34条 行政評価	(行政評価) 第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 市長は、市民及び専門的知識を有する者による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。	(行政評価) 第30条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければならない。 2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければならない。	(行政評価) 第15条 市長は、市政運営に反映させるため、毎年施策の評価を行い、これを公表しなければならない。	
	第35条 外部監査	(外部監査) 第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。		
第7章 市民参画、市民自治及び情報 第1節 市民参画	第36条 条例制定等の 手続	(条例制定等の手続) 第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。 (1) 関係する法令又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合 2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。	(参加と協働の推進) 第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。 (1) 基本構想(総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想をいいます。以下同じ。)及びこれに基づく計画並びに基本的政策を定める計画及びこれに基づく実施計画(以下「基本構想等」といいます。)の策定 (2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃(地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。) (3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入 (4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定	(市政への市民参加) 第6条 市民は、市政に参加する権利を有する。 2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不当な扱いを受けることはない。 3 市は、市民生活に影響を与える重要な条例の制定および改廃ならびに計画等の策定および改訂をする場合においては、課題の発見、立案、実施、評価等(以下「政策過程」という。))にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
	第37条 計画策定段階 の原則	(計画策定段階の原則) 第37条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。	(参加と協働の推進) 第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。 (1) 基本構想(総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想をいいます。以下同じ。)及びこれに基づく計画並びに基本的政策を定める計画及びこれに基づく実施計画(以下「基本構想等」といいます。)の策定 (2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃(地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。) (3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入 (4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定	(市政への市民参加) 第6条 市民は、市政に参加する権利を有する。 2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不当な扱いを受けることはない。 3 市は、市民生活に影響を与える重要な条例の制定および改廃ならびに計画等の策定および改訂をする場合においては、課題の発見、立案、実施、評価等(以下「政策過程」という。))にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
	第38条 計画策定手続	(計画策定手続) 第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。	(参加と協働の方法) 第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。 (1) 市の附属機関への委員としての参加 (2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加 (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加 (4) パブリック・コメントへの参加 (5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加 2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。	

	生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)
第39条 審議会等	(審議会等) 第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。	(附属機関の委員の選任) 第24条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければならない。	(審議会等の設置) 第7条 市は、審議会その他これに類する機関(以下「審議会等」という。)について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。 2 審議会等においては、委員の意見が積極的に示され、議論によって意見が集約されるものとし、市にその過程と結果が伝わるよう、時間の確保と運営に努めなければならない。  (市民参加の確立) 第8条 前2条に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定める。  (政策過程全体の情報共有) 第10条 市は、市民に対し、市政に関する政策過程全体の情報を明らかにするよう努めなければならない。 2 市は、市政に関する政策過程の各段階における正確な情報を速やかに、かつ、わかりやすく市民に提供できるよう努めなければならない。 3 市は、市民が市政に関する政策過程の各段階における情報に容易に接することができるよう努めなければならない。 4 市は、審議会等の会議を、原則として公開しなければならない。 5 市は、審議会等の議事内容等を速やかに公開しなければならない。
第40条 市民自治の定義	(市民自治の定義) 第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。 2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。		
第41条 市民自治に関する市民の役割	(市民自治に関する市民の役割) 第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。 2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。	(参加と協働における市民等の責務) 第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するように努めます。  (地域コミュニティ) 第10条 市民等は、地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。	(市民の役割) 第3条 市民は、互いの権利を尊重し、自らの権利を行使するに当たっては信義に従い誠実に行うものとする。 2 市民は、まちづくりが自らの主体的な活動によって支えられていることを認識し、これを尊重するものとする。
第42条 市民自治に関する自治体の役割	(市民自治に関する自治体の役割) 第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。 2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。	(協働のための基盤整備) 第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとする。	(協働の推進) 第25条 市長は、まちづくりにおける協働に関する基本的な事項を整備するものとする。 2 市長は、まちづくりにおける協働に関して市民の主体的な活動の重要性を認識し、これを尊重するものとする。 3 市長は、前項の活動が広がるよう支援に努めるものとする。
第7章 第2節 市民自治等	(市民自治協議会等) 第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織(以下「市民自治協議会」という。)を設置することができる。 2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。 3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。 4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。 6 前各項に関することは、別に定める。		



		生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)
	第44条 市民投票	(市民投票) 第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。	(住民投票) 第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。	(住民投票の実施) 第28条 市長は、市政に関する重要事項について、直接、住民(本市の区域内に住所を有する者で別に条例で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)の意思を確認するため、法律に定める以外の住民投票(以下この条および次条において「住民投票」という。)を実施することができる。 2 市長は、一定数以上の住民から住民投票の実施の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 3 市長は、一定数以上の議員から住民投票の実施の提案が議会で行われ、その議決があったときは、住民投票を実施しなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定める。  (住民投票の尊重) 第29条 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。
	第45条	第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。 2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。 3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。 4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。	(住民投票) 第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。	(住民投票の実施) 第28条 市長は、市政に関する重要事項について、直接、住民(本市の区域内に住所を有する者で別に条例で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)の意思を確認するため、法律に定める以外の住民投票(以下この条および次条において「住民投票」という。)を実施することができる。 2 市長は、一定数以上の住民から住民投票の実施の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 3 市長は、一定数以上の議員から住民投票の実施の提案が議会で行われ、その議決があったときは、住民投票を実施しなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定める。  (住民投票の尊重) 第29条 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。
第7章 第3節 情報共有等	第46条 情報への権利	(情報への権利) 第46条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。	(情報公開) 第12条 市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。 2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。	(知る権利) 第9条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市は、市政に関する情報について、市民に説明する責任を負う。
	第47条 情報共有制度	(情報共有制度) 第47条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。	(情報の共有) 第14条 市は、市民自治の理念を実現するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければならない。	(情報の管理と公開) 第11条 市は、市政情報を適正に管理しなければならない。 2 市は、市民への説明責任を果たすため、市政情報を適正に公開するものとする。 3 市長は、市政情報の管理および公開の取扱いについて、審議または審査する機関を設置する。 4 市政情報の管理および公開に関して必要な事項は、別に条例で定める。
	第48条 情報収集及び管理	(情報収集及び管理) 第48条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。		
	第49条 個人情報の保護	(個人情報の保護) 第49条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。	(個人情報の保護) 第15条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の取得、保有及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。 2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を有します。 3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。	(個人情報の保護) 第12条 市民は、自己の個人情報が適正に取り扱われる権利を有する。 2 市は、個人情報を保護し、適正に取り扱わなければならない。 3 市長は、個人情報の適正な取扱いについて審議または審査する機関を設置する。 4 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定める。
第8章 他自治体	第50条 他自治体住民との連携	(他自治体住民との連携) 第50条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。		
	第51条 近隣自治体との連携	(近隣自治体との連携) 第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。	(国及び他の自治体との関係) 第33条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければならない。 2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努め、必要に応じて自治基盤の確立に向けた国等への働きかけを行うよう努めなければならない。	(他の自治体等との連携) 第26条 市は、広域的課題および市政の課題の解決のため、他の自治体等との連携・協調を図り、まちづくりを推進するものとする。 2 市は、国内外の自治体等との友好および相互理解を深めるため、交流に努めるものとする。

との連携、協力等	第52条 広域連携	生駒市 自治基本条例(平成22年4月1日施行)  (広域連携) 第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。	国分寺市 自治基本条例(平成21年4月1日施行)  (国及び他の自治体との関係) 第33条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければなりません。 2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努め、必要に応じて自治基盤の確立に向けた国等への働きかけを行うよう努めなければなりません。	草津市 自治基本条例(平成24年4月1日施行)  (他の自治体等との連携) 第26条 市は、広域的課題および市政の課題の解決のため、他の自治体等との連携・協調を図り、まちづくりを推進するものとする。 2 市は、国内外の自治体等との友好および相互理解を深めるため、交流に努めるものとする。  (国・県等との関係) 第27条 市は、国、県等との適切な役割分担のもと、対等な関係を確立するものとする。
第9章 条例の見直し	第54条	(国際交流及び多文化共生) 第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。	(外国人の支援及び国際交流の推進) 第34条 市は、市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとします。 2 市は、市民等とともに国際交流の推進に努めるものとします。  (最高規範性等) 第35条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。 2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するよう努めなければなりません。 3 市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。	(条例の検証および改正) 第30条 市は、この条例を実効性のあるものとするため、この条例に基づく市政運営が行われているかを検証する制度を設けるものとする。 2 市は、この条例の目的をよりよく実現するため、改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければならない。
第10章 市民自治推進委員会	第55条	第55条 参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、この条例の運用状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。 3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験のある者 (2) 市民 (3) 市議会議員 (4) その他市長が必要と認める者 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 委員会に委員長及び副委員長を置く。 8 委員長は、委員の互選により定める。 9 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。 10 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 11 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 12 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 13 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 14 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 15 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。		